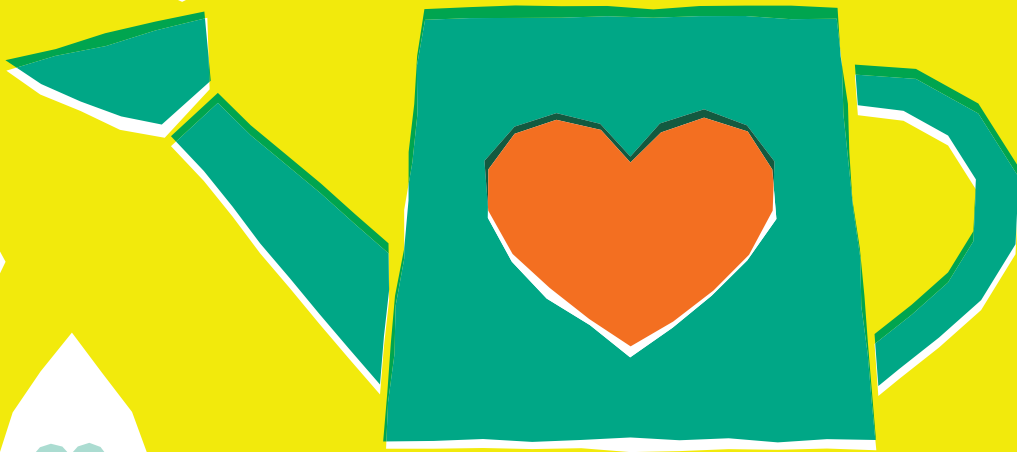


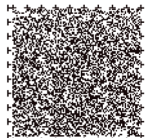
／もっとイキイキ／

みんなであげ育てる せたがや



世田谷区 地域保健福祉等推進基金 ～市民活動のために～

豊かな地域社会の実現に向けて、市民活動の促進を図るため、
基金への寄附（ふるさと納税）を通じて応援をよろしくお願いします。



問い合わせ先

世田谷区生活文化政策部市民活動推進課まちづくり推進係
電話 03-6304-3174 | ファクシミリ 03-6304-3597

世田谷区地域保健福祉等推進基金～市民活動のために～を活用し、地域の課題解決等のためにNPO等の市民活動団体と区が協働して事業を実施しています。

Y NPO法人子育て支援グループamigo × 都市デザイン課

活用事例 ①

馬事公苑界わい コミュニティデザインプロジェクト

「人と人とのつながり 心の豊かさの再確認」をテーマに、馬事公苑界わいにおいて世代を越えたつながりをもった住民コミュニティ形成をめざして活動しています！



ほかにもたくさんさんの協働事業が行われています。詳しくは区ホームページをご覧ください。

Y NPO法人neomura × 都市計画課

活用事例 ②

タマリバタケ

世田谷区が保有する公共用地を有効活用し、「農」を通じた地域交流の場であるコミュニティ農園をつくります。何をやるかも地域の皆さまと一緒に考え、みんなで作る畑をめざしています！



寄附（ふるさと納税）の申込方法

	インターネット	郵送・電話・ファクシミリ
申込方法	<p>区のホームページから、寄附ポータルサイトまたはオンライン手続きにアクセスしてお申し込みください。</p>	<p>郵送 「区へのふるさと納税のご案内」ページより、寄附申出書をダウンロードし必要事項を記入のうえ、以下の問い合わせ先へお送りください。</p> <p>電話・ファクシミリ 以下の問い合わせ先までご連絡ください。</p>
決済手段	<ul style="list-style-type: none"> ● クレジットカード決済 ● マルチペイメント決済 ● コンビニ決済 ● 納付書 ● 銀行振込 	<p>区が発行した納付書を使用し、銀行や郵便局にて振込（手数料無料）または指定口座へ銀行振込（手数料をご負担いただく場合があります）</p>

寄附に関する
問い合わせ先

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
世田谷区経営改革・官民連携担当課ふるさと納税対策担当
電話 03-5432-2190 ファクシミリ 03-5432-3047

区へのふるさと
納税のご案内



寄附金の控除について

この寄附金は、ふるさと納税として、税金の控除対象となります（個人のみが対象。一定の上限があります）。詳細については、世田谷区ホームページ「寄附金税額控除について」をご参照ください。また、法人の場合は、寄附金の全額を損金算入することができます。※法人税における寄附金の扱いについては、管轄の税務署にご確認ください。

詳しくは
こちら

